

長期優良住宅建築等計画の認定基準について

性能項目等	認定基準
劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）による
居住環境	<p>1 地区計画区域について 次に掲げる区域では、地区計画に定められた建築物の敷地、用途、構造及び意匠等の制限に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日立駅前地区地区計画 ○折笠地区地区計画 ○平沢地区地区計画 <p>2 都市計画施設等の区域について 次に掲げる区域に建築されるものではないこと。</p> <p>※ただし、長期にわたる立地が想定されていることが各法の許可等により判明している場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法第4条第4項に規定する促進区域 ○都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域 ○都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域 ○都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
住戸面積	<p>【戸建住宅】75平方メートル以上 【共同住宅】55平方メートル以上</p> <p>ただし、少なくとも1の階の床面積が40平方メートル以上（階段部分を除く）</p>
維持保全計画	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）による

（補足）地区計画区域、都市計画施設区域及び市街地開発事業区域につきましては、都市政策課までお問い合わせください。